

仕 様 書

- 1 件名
北海道防衛局（7）事務機用ワゴンの購入等
- 2 総則
この仕様書は、北海道防衛局（7）事務機用ワゴンの購入等について適用する。
- 3 履行期間
契約締結日の翌日から令和7年9月12日（金）まで
 - (1) 事務機用ワゴン及び引き出しの購入
契約締結日翌日から令和7年9月5日（金）まで
 - (2) 事務機用ワゴンの搬出入業務
事務機用ワゴン納品後1週間以内とし、受注者と発注者が協議の上、決定するものとする。
- 4 履行内容
 - (1) 事務機用ワゴンの購入
別紙「調達品目表」のとおり
 - (2) 事務機用ワゴンの搬出入業務
 - ア 搬出入数量
事務機用ワゴン 6台
大きさ：幅40cm×奥行60cm×高さ60cm
 - イ 搬出入内容
北海道防衛局から搬出し、帯広防衛支局に搬入する。
トラックへの積み込み及び積卸しは、発注者の指示の基、受注者が行う。
受注者側の作業員はトラックドライバーのみとし、荷物はトラック前で受け渡しを行うものとする。
 - ウ 運搬区間
北海道札幌市中央区大通西12丁目
札幌第3合同庁舎 北海道防衛局内（発注者の指定する場所）から
北海道帯広市西6条南7丁目3
帯広防衛支局（発注者の指定する場所）の間
- 5 検査
 - (1) 検査は、本仕様書に基づき局担当職員が行うものとする。
 - (2) 局担当職員は、受注者の立ち会いのもと、検査を行うものとする。
- 6 その他
 - (1) 受注者は、契約により生じる権利又は義務を第三者へ譲渡しないこと。
 - (2) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
 - (3) 搬出、輸送及び搬入の時に物品を破損、滅失しないように注意をし、周囲への安全に配慮すること。また、施設を汚損しないよう十分に注意をすること。これに必要な養生、梱包材等の用意及びこれに係る費用については受注者の負担とする。
 - (4) 搬出、輸送及び搬入の時に物品の破損、滅失等が発生した場合、弁償及びこれに係る費用については受注者の負担とする。

- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

調達品目表

別紙

No.	品名	要求仕様等（同等比較仕様）	参考製品（注） 会社名・品番	数量	単位	納品先	備考
1	事務机用ワゴン	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降式 ・本体：白、天板：木目 ・2段引き出しタイプ ・シリンダー錠 	<ul style="list-style-type: none"> ・イトーキ JM-046MECS-W992 ・オカムラ DN38YB-MK54 その他同等品以上（他社製品を含む） 	6	台	北海道防衛局総務部会計課	
2	引き出し	<ul style="list-style-type: none"> ・インターリンクRに設置できるもの ・D600用 	<ul style="list-style-type: none"> ・イトーキ CLRA-5106-T2 	16	個	北海道防衛局総務部会計課	取付設置含む
<p>(注) この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。 よって、例示した製品以外に同等以上の製品がある場合は、見積書の提出前までに支出負担行為担当官の確認・了承を受けるものとする。</p>							